

# 排他的經濟水域における航海自由の原則…(三)

——沿岸国と旗国間のバランス問題と国連海洋法条約の今後の課題——

大西 公 照

## 目次

- 一 沿岸国法とその規制に関する問題について
- 二 汚染のコントロール
- 三 沿岸国と旗国間のバランス問題と国連海洋法条約の今後の課題

### 一 沿岸国法とその規制に関する問題について

沿岸国の利益の保護として当然認められる明示の権限を背景として排他的經濟水域内で沿岸国にはある種の航行規制に関する黙示の権能条項が承認されている。それ等の海域で惹起する、正常な活動を続ける船舶上の事件が最近頓に減少しているようにみえるのも、排他的に、更にはまづ第一義的に沿岸国の、例えば漁業や科学採査の利益が考慮されるべしとするコロラリーと深い繋りがある様である。然し乍らここでも、規制の執行の必要性、コントロールの特別な手段をも含めてその細目はあげて沿岸国に任すべきとするのが妥当すると思われる。ただこの点については沿岸国と旗国

排他的經濟水域における航海自由の原則…(三)

のバランスでの海洋法条約（一九九四年十一月十六日発効）があるのも見逃せまい。その条約にしても正常な活動を続けている船舶に対しては、規制すべき沿岸国からする明示の権限は何もなく、ただ航海に関するすべての規制の合法性に対抗出来る一つの強力な法のルール<sup>(1)</sup>（Presumption）をこそが確立さるべきだと言うことにもなる。若しも沿岸国のみがこの法のルールで明確な必要性を示すことにより克服出来るとしたら、航海に関する凡そすべての荷重が国際社会、国際法によって受容されることは間違いないと思われる。この続篇も、その当たりに焦点をあててみた。

(1) presumptionとは法令上、或いは裁判上での法のルールの一つであり、この方法で仮定された事実の存在を提供することにより、議論を惹起させ基本的事実を見付け出してゆくやり方。 Van Wart v. Cook, Okl. App., 557 P.2d 1161, 1163

## 二 汚染のコントロール

排他的経済水域に於ける航海自由の原則に対して最も気を遣う潜在的脅威は言う迄もなく、その水域での海洋環境の保全と保護の為に沿岸国の権限内で沿岸国により何が執行され、どう言うポーズを取るかに大きく依存する<sup>(1)</sup>。これらの権限が、それら海域での航行を間接的にコントロールすることを承認しつつ、いくつかの海洋国家は、事実上少なくとも海洋法条約実施の初期段階では、沿岸国が独立国としての執行計画の存在を強制的に知らしめる方法を採用よりも、むしろ経済水域での船舶に付随して惹起する汚染の取り締まりを含めた巾広い権限の行使には少なくとも極めて慎重であったことを物語っている。換言すれば、伝統的に、日・英のような海洋国家にとってはこれらの権限の行使はそれ程の関心事ではなかったことにもなる。いくつかの開発途上国は、先進工業国が二百マイル地帯に厳格な基準の設定を具

体化し、それにより開発途上国の船舶を締め出し、これら船舶が彼等の設定した高度な基準<sup>(2)</sup>を克服出来ないようにしていることを認識している。例えば海洋法会議開会中に惹起した *Amoco Cadiz* 事件<sup>(3)</sup>は然し乍ら、沿岸国がその海域の資源の保護を同じようにそれら船舶に付随して投棄する危険に満ちた汚染物にも及ぼすべきものとの、より共通コンセンサスを形成させる契機ともなったものである。それにも拘らず、規制を冒した航行船に対し自由に汚染のコントロールを行なえる権限を沿岸国に与えられたか、どうかの可能性について、海洋法会議は沿岸国への権限譲渡に意外と不本意であり、消極的でさえあった。

むしろ会議の意向としては、沿岸国の権利については注意深く境界線をセットした一線を設け共通して受容される大規模の国際ルールや基準を創設し仲裁判断的な強制手段に対抗する、その意味では明確な保護策、安全装置、セーフガードでの、そのバランスを保つことに終始したのである。

これら権力の沿岸国への移譲に関して、海洋法条約五六条はその基本的姿勢として、

- 一) 排他的経済水域において、沿岸国は次の権利、管轄権及び義務を有する
- b) 次の事項に関してこの条約の関連諸規定が定める管轄権……
- iii) 海洋環境の保護及び保全

この規定の最も重要な部分は「関連諸規定が定める (as provided for in the relevant provisions)」の項文である。

そこには、右のように二百海里内での汚染水域のコントロールを叙述する為の共通権限を沿岸国に譲渡する言葉は全

く見当たらない。とにかく沿岸国が如何なる権力を決定できるかについては各国ともほかの関連規定に眼を向けざるを得ないようにしたフシがないでもない。航海自由の原則の下に行動する船舶や、他の目的で航空機や船舶の共同展開に使用するケースについてはそれら関連諸規定について第十二節に順を追って言及されており、船舶の行動に付随して発生する汚染物からの安全を守る連動装置や重複する時効上の、又は強制的法管轄権のシステムを規定し、当海域での事故が発生しない場合でも一国又はそれ以上の国家のルールや規制によってガヴァンされており、少なくとも一つの国家（普通は複数国家）が二百海里内で違反を犯した場合その違反船舶をめぐり強制的法管轄権を行使されるようにはしている。それは一つよりも多い複数の国家が強制的法管轄権を持つケースでの法管轄権上の衝突を可能な限り少なくする為の基本的システムを規定しており、然も旗を掲げる船舶国家というよりも、むしろ沿岸国家によって追及され、処罪される為に拘留されている船舶の出来る限り敏速な釈放を確保せんが為の安全システムとも言えようかと思われる。

領海を超えた船舶に投棄される公害にとっては、まず最初の釈放に関する規定の設立と規制<sup>(4)</sup>に関する責任性のルールが過去に於けると同じく、自国の旗を掲げる国、いわゆる旗国の船舶の上にも確立されなければならない。自国の旗を掲げた船舶国は束縛性のない自由心証を持ってはならないし、第二百十一条一項の下に、それ等は、とにかく沿岸国に對し損害を与えるかも知れない事件の危険を減少させせんが為に相応の国際ルールを設立し、それによって汚染を防止し、減少させ、コントロール<sup>(6)</sup>せんが為の基準を能力ある国際機構や共通の外交官會議を通じて直接に行動することが今こそ要請されているのである。それ等は又、彼等が自国の旗をなびかせている、いわゆる旗国船舶の為に旗国排出の汚染をコントロールする基準を採用し、且強制することが要請されているのであるが、それは少なくとも、厳格な国際基準に共通して受容されるものであらねばならず、然もこれ等国際基準の公的承諾を示す法律上の證明書<sup>(7)</sup>がなければならぬことになる。それ等は又、そこで行動する船舶の行動条件が公的證明書で指示されていることを確認する為の定期的

検証書をも作成させねばならぬことにもなるであろう。

ある種の環境条件の下に、自国の旗を掲げる国家の官庁は、沿岸国の権限で指示したルールにより、又沿岸国や港湾国のこれらルールや規制の強制によりそれ等条文を複製したり、二重写しにしたりすることが出来ることになっている。いずれにしても海洋法条約第十二部の項文で、此の見解の正当なバランスを認めることは、作業のスケジュール上、海洋環境の分野で第三委員会々議が直面した最も困難なタスクとなった。

排他的経済水域に於ける沿岸国の規範的な条約文に付属しているゴクさわりの規定が第二百一条にみられるところであり直接に関係のある文章としては、

沿岸国は第六節に定める執行に関してその排他的経済水域について、船舶からの汚染防止、減少及び規制をする為、権限ある国際機関又は一般的な外交会議を通じて定められた一般的に認められた国際的な規制及び基準に合致し且此等を実施する法令を制定することが出来る。

がある。

此の規定のいくつかの局面は非常に重要である。まず第一にここでは執行(enforcement)の用語に言及しているけれども、この項は實際上、沿岸国の規範的な法管轄権のみ取り扱っている。第二に、例えそれが沿岸国に規範的法管轄権の帰属を唱っているとしても採択されたすべての法律や規制は共通して受容された国際ルールや基準に順応されなければならぬと言うことである。領海の極度に制限された地域でも沿岸国は自国自身の一方的な基準をさえ確立できないというのでは、どうも国際法上の法的性格上何か法的外観上全く似つかわしくないところである。<sup>(9)</sup>このことは海洋国家に

とって特に重要であり、その理由として世界の最重要な航路のいくつかが一般的に二百海里経済水域に含まれていることを挙げることで充分である。

第三に第二百十一条の五項は、権限のある国際組織か、又は共通の外交官直接会議を経たものとして「一般的に受容される国際ルール又は基準」の法源も具体的には同一と見做し得るということになった。それには、海洋法会議によって権限を伴う国際組織とは政府間海事協議機関(IMCO)であることが了承された<sup>(10)</sup>。また二者択一として共通の「外交官会議」の付加に加え一つの海洋国家連合として IMCO と見做される七七グループの中のいくつかのメンバーを満足させるべきことが付け加えられた<sup>(11)</sup>。

海洋法条約第二百十一条五項が、沿岸国に対して全く巾の広い規範的な法管轄権を与えているとしても、法管轄権にもとづく執行は規範的法管轄権と同じ位置を占めるものではなかった。もし汚染公害が一定の敷居、門口を横切って沿岸国に脅威を与えている場合にのみ、沿岸国は直接の執行手続きとその後に伴う法律措置を執る権限を持つことになる<sup>(12)</sup>。沿岸国の法律や規制の違反に対しては此のルールの入り口にも到達していない適用可能な国際ルールや基準に、ある種の法律効果を与えることは出来得るとしても、排他的経済水域を航行する船舶に対する沿岸国の執行行為は、その船の身元と船籍港に關し当該船舶に対してそのインフォメーションを要請することには自ずと制限があり、その結論として沿岸国の法律の違反が行なわれたか、どうかについて次の寄港地での呼び出しか、又は関連インフォメーションを要請出来ること位しか出来ないことになる。第二百二十条の三項は

いずれの国も、自国の排他的経済水域又は領海を航行中の船舶が、その排他的経済水域内に於いて、船舶からの汚染を防止、減少及び規制する為の適用可能な国際的な規則及び基準又はかかる規則及び基準に合致し且それらを実施する

その国の法令に違反したと信じるに足りる明白な理由を有する場合、その国は、当該船舶に対し、船舶の識別及び船籍港、直前及び次の寄港地に関する情報、その他違反が生じたか、どうかを確認するに必要な関係情報を提供するように要求することができる。

となつてゐる。

ここで執行と言う法律行為を追及してゆくと、この問題は、沿岸国が関連情報を自国の旗を掲げている国又は港湾所在地国家へ通報する権限内の問題に落着いてしまふ。若しも当該船舶が沿岸国の情報に対する要求に応じない場合、沿岸国の追及行為（執行に関する）は、若し確認出来るなら、自国の旗を掲げる国家へか、又は次の寄港地へ違反の事実を通報することだけに限定されてしまふであらう。こうして、関連規定では、少規模の違反の場合、航海自由の原則を妨害する機会は殆んど存在しないと規定してしまつてゐる。<sup>(13)</sup>とにかく、ここでは排他的経済水域で、反公害（汚染）規制の違反に関する執行行為を実施する沿岸国の権限を作動させるには三つの環境状況条件があるとされているのである。

まづ第一が、当該船舶の所在地が排他的経済水域内に横たわる沖合ターミナル内に位置する場合である（第二百十八条一項）。これらの環境状況の下で、沿岸国は、港湾港国家として、排他的経済水域で適用出来る港湾港国家自身のルールや規制の違反に関するモノ、だけでなく、港湾港国家としてその能力に応じて付託されている水域を超え、或いは外国の内水、領海又は経済水域内で発生する如何なる違反に関しても、すべての権力を行使することが出来るとしてゐる。

加えて、海洋法条約第二百十九条の下に、もし沿岸国が、沖合ターミナルに停泊する船舶が通航可能に関する適用可能な国際ルールや基準の違反をし、そのことによつて海洋環境に対して脅威を与え、損害を生じさせている場合にはすぐ近くに適当な修理ドックのある場合は除外するとしても、当該船舶の航行を停止させる手段をとることが出来るのである。

る(第二百十九条)。

港湾国家の法執行に関する法管轄権は、その適用範囲がかなり広く、全く意図的なものとなっており、港湾国家の法執行が海洋法会議で採択された当該船舶を発生源とする汚染(公害)の全体系の基本の一つを構成している。その点についてであるが、港湾国家による執行には多分に公正さと高潔さが安全に保たれているとのフシがあり、その故にこそ港湾国家は港湾国家としての彼等の利益に加え、大洋通商と云う自由貿易の流れの中での海洋国家としての共通の利益にあづかっており、更には外国船に対する友好を保つ為の港湾の評判の維持に経済的利益がモロに絡んでいるからである。此のような想定は、いずれにしても告発された船舶が海洋法条約、本はと言えば海洋法会議によって生まれ、結果的にこれらの安全装置によって保護されることになったのであり、同様に汚染コントロールの分野で権力の乱用を、港湾国として更に彼等の能力としても避けるべきだとの意図があったと考えるのはあまりにも穿った推意と言うべきかも知れない。

第二の環境状況とは、沿岸国がその経済水域で直接の執行に関する法律行為を取り得る点であり、排他的経済水域を航行する船舶は第一の環境状況で述べたように、違反のタイプに即して犯行を冒したということ信じに足る明瞭な素地が存在した場合にだけあり、その違反が

「いずれの国も自国の排他的経済水域又は領海を航行中の船舶がその排他的経済水域において3項に言う違反を行ない、海洋環境に重大な汚染を生じ、又は生ずるおそれがある実質的な排出をもたらしたと信ずる明白な理由を有する場合」(第二百二十条5)なる結果を生じさせた時。



若し、ここでこの種の事件が発生した場合、港湾国家は「その違反に関する事項について、当該船舶の物理上の検査を行なうことが出来る」のであるが、然し若し当該船舶が情報を与えることを拒否するか、又は情報の答えが、「明白な事実状態と明らかに相違し、且当該事件の状況下に於いて検査が正当と認められる時は」と限定している。

第三の環境状況とは、「明白なる客観的証拠 (clear objective evidence)」がある場合であり、排他的経済水域を航行する船舶は上述のように違反を行ったのであり、「当該沿岸国の沿岸又は関係利益又はその領海若しくは排他的経済水域の資源に著しい損害を齎らすおそれのある排出が生じたことについて」沿岸国はその事実が裏付けられた場合、「自国の法律に従って船舶の抑留 (detention) を含む手続を開始することが出来ることになるのである。

排他的経済水域に於ける沿岸国の執行の権限は数多くの安全装置 (セイフガード) によって資格づけられている。これ等の安全装置の多くは排他的経済水域に於ける航海自由の原則を物理的に妨害したり、邪魔だてしたりする沿岸国による法律行為に一つの箍<sup>くわ</sup>を斬<sup>き</sup>めてはいる。他のものとして強制手続きに於ける追及や制度に関しあらゆる当事者に対し法の正当なる権利を確保する規定を設けている。

前者の範疇内に属するものとして

— 公務員、軍艦又は軍用航空機又は政府の公務に従事し、且此の為の権限を与えられていることが明白に表示され、及び識別されるその他の船舶若しくは航空機のみが行使されるとする制限 (第二百二十四条)

— 船舶の航行の安全を害し、その船舶にその他の方法で障害を齎らし、船舶を安全でない港、若しくは錨地に航行させ、又は海洋環境を不当な危険にさらさせることの禁止 (第二百二十五条)

— 例外的環境条件の下にある場合を除き文書の審査を海上で行なう検査の制限 (第二百二十六条)

— 調査により海洋環境を保護及び保全するための適用可能な法令又は国際的な規則及び基準の違反が明らかにされ

た場合、釈放 (release) の促進は担保金 (bond) その他の適当な金銭上の保証 (financial security) のような合理的な手続に従うことを条件とする要請 (第二百二十六条1、b)<sup>(14)</sup>

—何れの国も、この部分に基づく権利の行使及び義務の履行に当たって、他の船舶に対して、法律上も、また事実上も差別 (discrimination) をすることの禁止 (第二百二十七条)

となっている。

手続き上の保護は、航海自由の原則を物理的に邪魔だてしようとする行為が示されなくても、まさしく重要性を持つことになる。即ち不公正な、仲裁的手続きや罰金が排他的経済水域に於ける航海で、例え船舶自身が拉致から釈放されている場合でも、これをして、より高価に より煩わしいものとさせている。この保護の範疇に包含される規定としては

—旗国の代表者や権限のある国際機関による訴訟手続きへの参加の規定 (第二百三十一条)

—手続きを開始する国の領海を超える水域で外国船舶が行なう船舶からの汚染の防止、減少及び規制に関する適用可能な法令又は国際的な規則及び基準の違反について罰則を科する手続は、最初の手続開始の日から六ヵ月以内に旗国が同一の事由に関して罰則を科する手続をとる場合は停止されなければならないとする要請。旗国の抑留物先買<sup>(14)</sup>特権は沿岸国へ大きな損害を与えた場合や旗国が執行の義務を繰り返し無視した場合、例外の対象となるものである。(第二百二十八条1)

—違反が行なわれた日から三年を経過した後は開始してはならず、他の国がすでに手続を開始している場合には、い

ずれの国も、このような手続きをとってはならない——(第二百二十八条2、3、)

—外国船舶が行った違反について罰則を科することの出来る手続きを行なうに当たって被告に認められている権利は遵守されなければならないとする遵守義務の要請(第二百三十条3、)

—旗国その他の関係国への通知手段がとられることへの要請(第二百三十一条)

がある。

少なくともいつかの外の点でも、排他的経済水域に於ける航行に関し汚染コントロール手段の効果をめぐる考察で短いコメントに價するものがある。まづ第一に留意すべきは、氷結区域に関するもので、海洋法会議は沿岸国に対し、船舶を源として発生し、廃棄する汚染の防止減少の為の非差別法や規制の採択、執行権を帰属させ、

「沿岸国は、その排他的経済水域の限界内の氷結区域において、その区域の特に厳しい気象条件及び年間の大部分の期間その区域を覆う氷の存在が、航行に対する障害又は異常な危害を齎らし、且、海洋環境の汚染が生態学的均衡に著しい危害又は回復不能な妨害を齎らす場合<sup>(15)</sup>」の説明をしている。沿岸国の自由心証(discretion)に基づく制限のみがこれら規制の採択、執行の場で「非差別的」法令を制定すべきであることを要請しているのであり、然も「そのような法令は、航行に対してまた利用可能な最良の科学的証拠に基づいて海洋環境の保護と保全に対し、妥当な考慮を払わなければならぬ」としている。

航海の自由の原則に対する言及の欠如と沿岸国の直接の執行行為<sup>(16)</sup>に外の制限を包含させることで失敗したことは、反対の立場よりみると、概して排他的経済水域には存在しない氷結水域での船舶に対する仲裁的法行為の危険を作り出したようにも見えるのである。これらの船舶と彼等の旗国はこの海洋法条約の手続的安全装置に最も利益をもたらすもの

として第七節、**保障措置**として規定し、強制的、且第三国紛争解決手続きを適用出来るようにしている。それにも拘らず、一般の經濟水域に於けるよりも氷結水域に於いて航行する船舶のより大きな悩みの種が存在する。不幸にして、これらの地域は主たる国際シーレーンの多くを抱えていないので、もしこれ等の巾広い沿岸国の自由心証が何処かで存在した場合、より大きな潜在的な悩みの種を作り出すことはその機会として、より少なくなったと考えられる。

然も同様の、もっと厳格な沿岸国の権能が、一般に、共通して受容されている国際法のそれよりも、より厳しい基準で排他的經濟水域の中に明らかに特定地域に関するものとして、讓渡されているのであり、

「沿岸国が、各自の排他的經濟水域の特定の明白に限定された水域が、その海洋学上及び生態上の条件並びにその利用又はその資源の保護及びその交通の特殊性に関連すると認められた技術上の理由により」の故で必要であるとしている。かかる明瞭な一定水域の為に、より厳しい厳重なルールの法文化を望む沿岸国としては、権限のある国際組織、機構に対し、もっともっと補強データを送付しなければなるまい。これらを受け立つ本体は、もし、沿岸国が官庁に対し、付属ルールを採択しそれをこれら付加的補助法または規制として採択し法律化させることを諮問した場合は沿岸国による約束の実行の為に、順々に特別の国際ルールや基準を設立することが出来るようにすべきである。

然し乍ら、補助（付加）的ルールは

「**外国船舶**に対しては、**設計、構造、配乗又は設備の基準**について、一般的に承認されている**国際的な規則及び基準**以外のものの**遵守を要求すること**」

をしてはいないことになっている(第二百十一条六、(a))。もともと権限のある国際機構によって沿岸国の法律や規制の承認への前進の要請をも含めて、その公式化が、例えばさまざまなものであっても第七節の、**仲裁ルール**や規制、**共通安全装置**は、**気紛れな執行も、もともと防止すべき性質のものである**。然も一国の宣言的な性格を持つデザインや建設の

施工上の基準に対する禁止は、例えば核燃料船舶のように特殊な性格を持つ船の保護には格別に重要なものとなっている。

第七部の最終規定は排他的経済水域との関連で大いなる重要性を持っており、軍艦、軍の補助艦、国が保有し若しくは運営する他の船舶又は航空機で政府の非商業的業務にのみ使用しているものについては適用しないことになっている。然し乍らその条文(第二百三十六条)は、このことに関して存在理由があり、裁判になじむものである限り、国家はそのやり方で、海洋法の精神と一致するこれら船舶の安全を確保する為の適当な手段を採択する義務を負わされているのである。これら船舶の為の完全なる免責とは軍艦の地位や他の非商業的サービスに従事する政府所有船について、慣習国際法の精神と一致するものでなければならぬ。その故に、沿岸国の汚染コントロール法や規制は、これらの船舶に如何なる法律上の効果も及ぼし得ないのである。然し乍ら第二百三十六条は国家の如何なる義務をも発生させないことにも注目する必要があるのであり、その国家の国際的義務の遂行に従事している<sup>(17)</sup>かも知れないところの責任ある行動に対しては、その過ちを冒していると思わざるを点を指摘せざるを得ないのである。

(1) 投棄(dumping)から惹起する海洋環境の汚染は国連海洋法条約一条(a)に規定するように「廃棄物その他の物を船舶、航空機又はプラットフォームその他の人工海洋構築物から故意に処分すること」としている。

更に(b)(i)では「投棄を規制する沿岸国の目的として、ここでは「条約として通常の運用に付随し、又はこれに伴って生ずる廃棄物その他のものを処分すること」は含めないとしている。

(2) 例えば UNCTOS (United Nations Conference on the Law of the sea) III でメキシコ Jose Luis Vallarta 大使は非公式代表を努めたのであるが「海洋国家の環境の保護とその保持」について発展途上国が此の点を認めて、承認へと導く動作が余りにもスローであり過ぎ、沿岸国が二百海里海域で船舶に付随して惹起する投棄物に対する理解を出来る限り解り易い法管轄権にすることに本能的に反発した点を指摘している。Law & Contemporary problems, Spring 1983, p.

147, 151

- (3) U.N. Doc.A/CONF.62/RCNG/1 (1978)
- (4) 海洋法条約第五節第二百一十一条<sup>2</sup>。
- (5) 同二百一十七條<sup>1</sup>。
- (6) 同二百一十一條<sup>1</sup>。
- (7) いずれの国も、自国の旗を掲げ、又は自国で登録された船舶からの海洋環境の汚染を防止、減少及び規制する為、法令を制定しなければならない。かかる法令は権限ある国際機関又は一般的な外交会議を通じて定められる一般的に認められた国際的な規制及び基準と、少なくとも同等の効果をもつものでなければならぬ。
- (8) 第三委員会は又、海洋科学研究と技術の転移の研究の刊行物を配布している。
- (9) 沿岸国は、その領海内における主権の行使にあたり、無害通航の権利を行使している船舶を含む外国船舶からの海洋汚染を防止、減少及び規制する為の法令を定めることが出来る。このような法令は、第二部第三節に従い、外国船舶の無害通航権を妨げてはならない。(第二百一十一條4)
- (10) Vallarta, Jose Luis, Law & contemp. supra note,136
- (11) タンザニア代表の陳述である Official Records 108 U. N. Sales No. E. 77 V.2(1977); Somalia p. 110. Libya 於 p. 115 にみえる。
- (12) 第二百二十條によってである。
- (13) 海洋法条約第二百二十條四項は、自国旗を掲げる国家に対して「adopt laws and regulations and take other measures so that vessels flying their flag comply with requests for information」が沿岸国によつて要請出来ることとする。
- (14) 資格のある条況については第二百二十六條I c項にセットされている。(14) pre-emption
- (15) 第二百三十四條
- (16) 第二百二十條5、6項に見出される。
- (17) 第二百三十六條は、要旨次のように言う。  
「もっとも、何れの国も、自国が所有し、又は運航するこれらの船舶又は航空機の運航又は運航能力を阻害しないような適当な措置をとることにより、これらの船舶又は航空機が合理的且実行可能である限り、この条約に即して行動することを確保しなければならない。」

### 三 沿岸国と旗国間のバランス問題と国連海洋法条約の今後の課題

排他的経済水域で航海自由の原則に基づき、海洋法上の船舶を源として投棄される汚染コントロールの諸規定の効果の環境評価基準を出すにあたっては、同じ思考かごく初期に経済水域の法的性格を巡り、それとも亦関連があるとして、国際会議で明示されたことがあった。その規定も、もし彼等が計画を実行出来る安定したシステムを構築できるなら不可分のものとして実施されなければならなかったものである。排他的経済水域の広漠たる範囲では沿岸国の権限により規範的且執行上の法管轄権を実行することは、もし仲裁的且不公正な法行為に対抗して数多くのチェックやバランスにより資格付けされているとしたら、勿論その場では海洋国家のみが受容し得るものになってしまったであろう。凡ての国家の為の航海自由の原則では、もし旗国がそれ程気にも障らない違反の為国際的な法基準の執行の義務を持ち得るとしても、沿岸国のみが受容し得ることになってしまし、沿岸国自身が、より神経に障るような侵害の事件を経済水域内で旗国により惹起させられた場合、直接、干渉の権利を持つことになる。そのシステムはもし沿岸国と旗国が挙げて彼等の義務を重大に受けとめた場合にのみ法的な稼働をすることになる。

若し旗国が適用する**国際基準**の彼等の執行に緩みがあり、その結果執行が不正確となり、例えば充分に二つとも取れる意味合いを含む不明確な言語使用について問題が含まれていた場合、たとえば第二百二十条の五項、'clear grounds for believing(信ずるに足る明白な理由)、更に同条、同項の substantial discharge(実質的な排出)、threatening significant pollution(重大な汚染を生じ——目にみえる汚染の脅威)第二百二十条の六項 Clear objective evidence(明白な客観的証拠)、同項の major damage or treat of major damage(主たる損害又は主たる損害の処理)第二百二十六条I。 a

の i 項 *Correspond substantially*、第二百二十六条の 1、b 項、*release...promptly* (釈放は速かに) 等々、これらの曖昧な表現で沿岸国がその排他的経済水域で航行する船舶に対抗して、検査、追及、訴訟構成等について必要な法令に従うものとしている。然し乍ら沿岸国と旗国の両国の役割り上の善と衡平の原則を考えてみる場合、この条項はどうもそれ等を成文化しようとした外交官直接交渉者達での二本立て客観主義に逢着する為、どうしても、より注意深くそのバランスを保たせようとしたフシがないように見えるのである。——即ちすべての国家の為の航海自由の原則の保護や沿岸国海岸の安全保護、船舶からの規制をされない汚染物の排出やその洩れより引き起こされる経済水域での不都合な排出がどうなるかである。バランス、バランスとも言っておれないことになるのは必定。その為には必須の希望としても、事故の後では遅すぎるのであり、条約の精神として紛争の解決の規定を、救助の精神、補償の立場より総体的に洗い直し、それへの根本的解決の途をつけたものにしなければならぬ。被害を受ける方が沿岸国である限り、旗国はそれ等の回復のみならず、その被害者達の住む地域を含めた活性化に向け力を籍さねばならない。この小論でみた沿岸国と旗国のバランスのみを考えた海洋法の根本的改革が望まれる所以である。

若しも沿岸国が排他的経済水域で航海の自由を妨げる対策を執る場合には、これ等の対策により影響を受ける船舶の国家は、海洋法条約の強制的な紛争解決条項に依存することになる。例え此等の規定の細部での討論が此の条項の見解を飛躍させたものであっても、いくつかの目玉となっている条文は排他的経済水域に於ける航海の自由<sup>(1)</sup>に直接関連するものとして記述する値打ちのあるものと言えるであろう。それらのうちで第一に挙げられるのが、国家が排他的経済水域に於いて航海の自由に関する決定を含まぬところの、拘束力のある規制を作り出すような一定の取り扱いプロセスを提出することを拒否することを受け入れることである<sup>(1)</sup>。

海洋法条約は明示的に、沿岸国が申し立てている紛争国家に対し航海や上空飛行の自由に関し、又は五八条に指定さ



れるその他の国際的に合法的な海洋使用の自由に関する海洋法条約の違反行為で、或いは、海洋環境の保護の為の指定された国際ルールや基準の違反行為で沿岸国はそこを航行する他国の船舶や飛行機に対し第三者の立ち場に立つ強制的な取り扱い規定に服させ、適用し、執行して来ている。<sup>(2)</sup> また紛争について二九七条一節b項は、国が前記の自由、権利を行使し、又は前記の海洋の使用を行なうに当たって、この条約に違反して、又はこの条約と抵触しない国際法の他の規則に従って沿岸国が制定した法例に違反して行動したことが沿岸国により申し立てられることとなっている。要するに、これ等の諸規定は当該沿岸国家で、排他的経済水域で今迄、航海自由の原則が侵害され続けて来ているので、これらの法律上の争点を解決させるため強制的に第三者による紛争解決機構に参入させるべきであるとの主張を保障させたものである。

排他的経済水域で航海自由の原則に直接に関係する紛争解決当事国に就いての重要な規定となっているのが二九二条である。この規定は、抑留の時から十日以内に合意が行なわれない場合には、第二八七条に基づき、抑留した国が認めるいずれかの裁判所又は国際海洋法裁判所に提起することが出来ることになっている。ただし当事者が別段の合意をする時はこの限りでない<sup>(3)</sup>、としている。また裁判所は釈放の請求を遅滞なく処理せねばならず、船舶、その所有者又はその乗組員に対する適当な国内機関における事件の本質を害することなく、釈放の問題のみの処理をしなければならぬことになる。<sup>(3)</sup> とにかく裁判所により決定された担保金又は他の金銭的保障の提供により、抑留国当局は船舶又はその乗組員を裁判所の決定により速かに釈放させねばならないことになる。

これ等の強制的紛争解決手続きのプロセスなしには、海洋法条約の排他的経済水域の規定が如何に注意深く描き出されてきたとしても、関係当事国にとり受容可能な条約としての基礎となっていないか、どうかは非常に疑わしいところとするのである。Louis Sohn 教授によって言及されているように海洋法条約の紛争解決条項の主たる背骨の一つは「もし

も海洋法条約の当事国が一面的解決の権利を保有して仕舞っている場合には、それはそれで海洋法会議によって下繪された複合テキストがその**衡平性**、**確実性**、**予言性**の欠如したものになるであろうことは外交官直接交渉の初期段階で承知されていたものなのである<sup>(4)</sup>と述べていることでも明らかである。さてここで、とにかく排他的經濟水域内で沿岸国と他の航海国の権利と義務の一連のバランスが微妙に保たれたと言うのが真実であり、それ以上の何者でもないことになりはしないだろうかと思惟される場所である。又會議をリードした米国としても、この強制的、第三者による紛争解決機構が、**外交官直接交渉**の初期段階からその政策の基本的ファンダメンタルズとなっていたことも疑うところのない事実である<sup>(5)</sup>。

この立場上の皮肉がいくつかの国家、例えばアメリカ合衆国は、それ程迄にこの海洋法条約という包轄物の一部を占める強制的、第三者による**紛争解決機構**を作り上げるのに闘って来た国であるが、——この包轄物の一部の利益をすら利用出来ないでいるのである。米政府のスポークスマンによって主張された第十一部区域に述べられている深海底規定の部分というよりも海洋法条約のすべての部分、多分それは遅かれ、早かれ**慣習国際法**となるものであるが、そのメリットのすべてが何か明瞭な理由ありげに、その強制的紛争解決システムが第十一部の**深海底規定**のような部分で当事国々家に対してのみ適用出来るもののように見受けられるとして批判して来ている。この見解からすると第二九一条は明らかに抑留船舶の釈放の促進を取り扱う二九二条を含め、第十一部の他の規定の多くとともに、**権利と義務**を述べた State Party 又は States Parties という専門用語を使用している点でも明白である。

此の言語は、紛争解決規定が、条約当事国間の純粹な契約であることを示すだけでなく、これは又、航海権に關し、いくつかの国によってなされた主張の基礎を破壊するものであり非国家当事者に、第三者の受益者として条約権の利益をすら持たせてしまうことになる。尚その上にアメリカ合衆国のスポークスマンは、第十一部区域 第一三三条より第

一九一条迄の深海底に關し制度上から發生して来る創造は、法的外觀としては、慣習國際法によつて完成されるものではないとの見解を表明している。即ち明示の條約はこのプロセスの結果から發生すると説明する。一つの見解として強制的第三者による紛争解決機構は、それ自身非当事者には利用させるべきではないと結論づけられると思う。

何れにしても、二十世紀を迄規制した陸地を土台として國家関をコントロールするとしてグロチウス國際法に替わり、來たるべき二十一世紀の國際法がボーダレスの多国籍企業を regulate するとの法的外觀を持つに至るとすると、當然そこに開發し尽くされたかに見える領土（陸地）と、ともに不可避的に領海の活用が浮かび上つて來た。

一九九四年十一月十六日に発効した**国連海洋法條約**は、まさにその嚆矢となるもの之間違いない。採択した一九八二年四月三十日、第三次国連海洋會議第一一會期よりすでに十二年も閱している。條文も三百三十ヶ條と国連憲章の百十條の三倍を上廻る。

然もその焦点に立のが、石炭、鉄鋼産業に続き、依然として先進国の牽引車となっている石油化学、ペトロケミカル原子力周辺とその先端にたつ端末機器（セミコンダクター）産業であり、多国籍企業によるコンソーシアムからするニッケル、コバルト、マンガンの発掘しか残っていない。その大部がザイール、ルアンダ以外では陸地としてその活路を海底にしか見付け出し得ないとすれば、日・米・独のいわゆる**經社理**を母胎とする**三核構成多国籍企業**がその規制法の設立に躍起となつたのも無理はない。ところがこの**海洋法條約**に關する限り、三大先進国はおろか準先進国である英・仏も微妙なそぶりを見せ、むしろ低開發国や、發展途上国（developing countries）がその主役に廻つたのは皮肉と言えは皮肉である。結論へ向け多数国で押し切つたのが現実である。今、先進国、とりわけ日・米・独では貿易のバランスが、ニッケル、コバルトを使うセミコンダクターの消長にかかり始めた。そうなつてくると、どうしても陸中心の國際法をめざしたグロチウス自然法に対し、今回成立した海の國際法、**国連海洋法條約**の併立をである。勿論沿岸国による二百海里迄の天

然資源開発権と伝統的国際法による航海自由の原則、更に沿岸通航国のコミュニティ利益間との調節は未だに未解決として今後に残され、この海域は *swi generis*——伝統的国際法よりみる領域でもなければ公海でもないという曖昧な状態を現出させ、字向からでも読み取れる表現の統一性の必要性を一段と惹起させた。今回の三百二十ヶ条はその点では取り扱い対象 (issue) をめぐる競合事象の処理能力を一段とたかめたことにはなる。勿論本論文の主体となった環境汚染の問題をも含めてである。

然し乍ら、沿岸国とそこを航行する他の国家との関係は蜘蛛の糸の一本、一本の噛み合わせであり、第五部の排他的経済水域、第七部の公海、第十二部の海洋環境の保護及び保全、第十三部の海洋科学調査、第十五部の紛争解決にもみられるように、一本の糸も積極的に分離されているものではなく、他の全体部分との関係を保ちつつ、一定の機能を果たす仕組みとはなった。これらの点よりして資源に関する沿岸国の諸権利は、その海域を航行する他国の権利と噛み合いつつ相関的關係での正当性を持つに至ったと言えるであろう。然し何十回かの外交官直接交渉を重ねても依然としてこの両者間に優越性の存在を認めず、今後の大きな課題として残したことになる。第五九条、排他的経済水域における権利及び管轄権の帰属に関する紛争の解決のための基礎、条項<sup>6)</sup>も使用に関し惹起した衝突事件で、これも沿岸国と、そこを通航する他国との活動に関するどちらかの優越性を指示したのではなく、また単なる当事国間の利害の調節を命じたものでもない。そこには国際社会全体の利益を考慮しつつ、環境評価基準 (アセスメント) も頭に入れての、より大きな立ち場からの考慮を払えとのことに外ならない。

いっ方、この条約の発効により沿岸国に経済資源の開発に関する排他的な権限が与えられたと言っても、これらの開発に伴う補助的な法管轄権上の措置法が是非とも必要であり、ある程度の当該官庁による海洋法以外の強制可能な特定規定も伴わなければなるまい。ただいくつかのケースでは、共通して受容されている**伝統的国際法 (Traditional Inter-**

national Law) による旗国主義からする基準での制限は、ある程度今までと同様に存在させなければならぬ。そうしない限り、沿岸国のあまりの巨大な権利の乱用を許し、自由心証の行使による野放しを放任することになるので、第五九条の示す紛争解決の基礎条項は是非とも譲れぬ最後の枠組みとはなろう。何れにしても航海自由の原則はなんとか守られ、伝統的国際法はその役目を一応果たしたことになる。

日本は一九八三年二月七日署名はしているが、依然として米、英、旧西独、オランダ、ベルギー、イタリアは批判的であり、アメリカは公然と第十一部を今に至るまでも扱<sup>こま</sup>下ろしている状況である。

然し沿岸国の国内法と海洋法との統一は至難ではあっても、これを進めねばならぬ。当事国も非当事国も現実的には国連海洋法条約として一九九四年の十一月十六日に発効し、既にその制肘を受け始めている。大きく言えば、何としても従来の国際連合憲章と今回の海洋法条約との調整へと、その一步を踏み出さねばならぬ。

(1) 二九八条

(2) 二九七条 一節、a、c 項

(3) 二九二条 三項

(4) Sohn, Louis., Law & Contemporary Problems (1983) P. 195. "does UNCLOS III Point the Way"

(5) 71 Department of States Bulletin p. 235 (1974) による Stevenson 米大使は強制的国際紛争解決機構の重要性を訴え次のように述べた。

"We must reiterate or view that a system of peaceful and compulsory third-party settlement of disputes is in the end perhaps the most significant justification for the accommodations we are all being asked to make"

(6) この条約が排他的経済水域内において権利又は管轄権を沿岸国又は他の国に帰属させていない場合で、沿岸国と他の国の利害の間に紛争が生じた場合、紛争は、関連する利害の当事国及び国際社会全体に対するそれぞれの重要性を考慮に入れて、衡平の原則に基づき、すべての関連事項に照らして解決されるべきである。